													(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、地震その他の震動により外れるおそれのないよう必要な措置が講じられていないこと。
												(五)	［略］
八 油圧装置、空圧装置及び揚水装置	(一) 油圧装置	［略］	安全弁	安全弁の作動の状況	安全弁の設定値を目視で確認するとともに、作動の状況を確認する。	常用圧力の一・二五倍を超える設定値であること又は安全弁が正常に作動しないこと。							
			圧力計	圧力計の取付けの状況	設計図書との照合等により確認する。	圧力計が設計図書のとおりに取り付けられていないこと。							
				圧力計の破損及び作動の状況	目視により確認する。	破損していること若しくは指示が読み取れないこと又は作動が確実でないこと。							
		［略］	油温等	油温	油温を制御する装置の設定値を目視で確認するとともに、作動の状況を確認する。	油温が摂氏五度から六十度の範囲を超える設定値であること又は油温を制御する装置が正常に作動しないこと。							
				［略］									
	(二) 空圧装置	［略］	安全弁	安全弁の機能の状況	安全弁の設定値を目視で確認するとともに、作動の状況を確認する。	常用圧力の一・二五倍を超える設定値であること又は安全弁が正常に作動しないこと。							

													(四) ［同上］
八 油圧装置、空圧装置及び揚水装置	(一) 油圧装置	［同上］	安全弁	安全弁の作動の状況	作動の状況を確認する。	常用圧力の一・二五倍を超えても作動しないこと。							
			圧力計	圧力計の取付けの状況	目視により確認する。	有効な圧力計が必要な場所に取付けられていないこと。							
				圧力計の破損の状況	目視により確認する。	破損していること又は指示が読み取れないこと。							
		［同上］	油温等	油温	油の温度を測定するとともに、油温を制御する装置の作動の状況を確認する。	油温が摂氏五度から六十度の範囲を超えていること又は油温を制御する装置が正常に作動しないこと。							
				［同上］									
	(二) 空圧装置	［同上］	安全弁	安全弁の機能の状況	作動の状況を確認する。	常用圧力の一・二五倍を超えても作動しないこと。							